

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を
指定する条例の一部を改正する条例案について

1 改正の趣旨

滋賀県税条例（昭和 25 年滋賀県条例第 55 号）第 21 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するため、所要の改正を行うものである。

2 法人の概要

No. 1

法人の名称	特定非営利活動法人 つどい
主たる事務所の所在地	滋賀県長浜市常喜町 874 番地 2
従たる事務所の所在地	なし
代表者氏名	川村 美津子
法人設立年月日	平成 23 年 1 月 27 日
定款に記載された目的	この法人は、高齢者・障害者・こどもなどを含む地域住民に対して、ニーズにあった介護・外出・生きがいつくり・見守り・子育て・体験学習・教育活動などの支援を行い、地域特性に即した事業展開により公益の増進に寄与することを目的とする。
事業の概要	1. 居宅介護支援事業 質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、ケアプランの作成、介護相談事業等を行っている。 2. 通所介護事業 小規模なデイサービスとして、空き家の民家を利用した「つどい庵」、工場閉鎖した建物を利用した「七条つどい」を開所し、地域に根ざした利用者の居場所づくりに努めている。 3. たくろう事業 介護保険未認定高齢者が対象の通所デイサービスで、健康運動教室、脳トレ教室などを開催することにより、高齢者の介護予防や生きがいのある生活を行うための支援を行っている。 4. 障害児日中一時預かり支援事業 長浜市および米原市の委託事業として実施しているもので、主に長期休み期間中、家族の負担軽減等を目的に、地域の障害児・者の見守り等の支援を行っている。 5. 地域連携事業 地元の J A や農業高校とも連携して、耕作放棄地を活用した「きんたろう村農園事業」を実施。子ども、高齢者、障害者など誰もが集える場所づくりに取り組んでいる。 また、認知症に対する正しい理解・啓発のため、「認知症カフェ」を開催するとともに、地域のボランティアと「RUN 伴 2015」に参加

	するなど、地域と密着した取組を展開している。
--	------------------------

No. 2

法人の名称	特定非営利活動法人 しがNPOセンター
主たる事務所の所在地	滋賀県近江八幡市桜宮町 207 番地の 3
従たる事務所の所在地	なし
代表者氏名	阿部 圭宏
法人設立年月日	平成 23 年 9 月 22 日
定款に記載された目的	この法人は、滋賀県における市民活動やNPOの支援、地域コミュニティの支援、及び多様なセクター間の協働推進を行うことにより、滋賀における市民社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
事業の概要	- 市民活動・NPO支援のための情報提供、相談・コンサルティング、マネジメントおよび人材育成に関わる事業 - 組織運営のための規則的な取組を支援するため「NPOアップデート講座」を開催。 - NPOを担う若手リーダーの育成を図るため「NPO若人エンパワープロジェクト」を実施。 - 地域コミュニティ支援のための情報提供、相談・コンサルティング、マネジメント・人材育成に関わる事業 地域コミュニティ、特にまちづくり協議会支援のための情報提供、相談・コンサルタントを実施。 - 協働推進 草津市コミュニティ事業団の委託事業として、「草津市まちづくり相談窓口の設置および協働コーディネート業務」を行うとともに、企業との協働事業（環境助成金事業「夏原グラント」）により、助成後の自立に向けた相談やコンサルティング等を実施。 - 災害ボランティアコーディネート事業 災害発生時のボランティア派遣、ボランティアセンター運営支援、ボランティアコーディネート等の災害支援活動、平時における防災活動の啓発、支援等を行い、相互に助け合う市民社会を形成することを目的に「災害支援市民ネットワークしが」を運営。

3 滋賀県特定非営利活動法人指定委員会への諮問結果

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 25 号）の規定に基づき、滋賀県特定非営利活動法人指定委員会に諮問したところ、平成 28 年 3 月 18 日に当該委員会から「指定の基準に適合すると認めるのが相当である。」との答申があった。

4 施行期日 公布の日

(参考) 特定非営利活動法人の指定基準

No.	指 定 基 準
①	次の要件を満たしていること。 ・ 県内で活動する特定非営利活動法人であること。 ・ 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものであること。 ・ 定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の実績があるとともに、その継続が見込まれること。 ・ 法人以外の者から支持されている実績があること。
②	事業活動において、次の共益的な活動の占める割合が 50%未満であること。 ・ 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供 ・ 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行 ・ 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動 ・ 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動 ・ 特定の意に反した行為を求める活動 ・ 特定の地域に居住する者のみに便益が及ぶ活動
③	運営組織および経理に関して、次に掲げる基準に適合していること。 ・ 役員の総数のうち役員およびその役員の親族等で構成されるグループの人数の占める割合が 3 分の 1 以下であること。 ・ 役員の総数のうち特定の法人の役員または使用人、これらの者の親族等で構成されるグループの人数の占める割合が 3 分の 1 以下であること。 ・ 各社員（正会員）の表決権が平等であること。 ・ 公認会計士もしくは監査法人の監査を受けていること、または青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し、保存していること。 ・ 不適正な経理を行っていないこと。
④	事業活動に関して、次に掲げる基準に適合していること。 ・ 宗教活動、政治活動等を行っていないこと。 ・ 役員等に対して特別の利益を与えていないこと。 ・ 営利を目的とした事業を行う者に寄附を行っていないこと。
⑤	情報公開に関して、次に掲げる基準に適合していること。 ・ 事業報告書等について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを県内の事務所において閲覧させていること。 ・ 事業報告書等について、正当な理由がある場合を除き、インターネットの利用により公表していること。
⑥	事業報告書等を所轄庁に提出していること。
⑦	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
⑧	設立の日から 1 年を超える期間が経過していること。